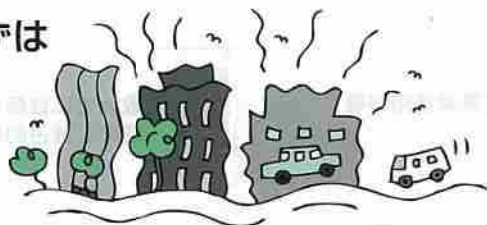




マンション暮らしのガイド

震災・防災・減災対策

いつ大きな災害に見舞われるかわかりません。
いざという時のためにまずは
個人でできる備え、対策を
しておきましょう。



日本ハウズイング 株式会社

本社 〒160-8410 東京都新宿区新宿1-31-12
TEL.03-5379-4141(大代表)

札幌支店 TEL.011-746-7311	北九州支店 TEL.093-651-7090	仙台支店 TEL.03-5778-0050
東北支店 TEL.022-792-9510	福岡支店 TEL.092-271-6411	東京南支店 TEL.03-5730-4080
静岡支店 TEL.054-205-5061	北関東支店 TEL.048-600-6411	東京西支店 TEL.0422-23-8316
名古屋支店 TEL.052-962-1901	所沢支店 TEL.04-2929-6390	立川支店 TEL.042-621-3061
京都支店 TEL.075-222-0088	川越支店 TEL.049-229-5851	町田支店 TEL.042-721-2981
大阪支店 TEL.06-6245-8901	千葉支店 TEL.047-495-7311	横浜支店 TEL.045-412-3800
大阪北支店 TEL.06-8880-9211	柏支店 TEL.04-7165-1201	横浜北支店 TEL.044-850-0511
神戸支店 TEL.078-271-4311	東京東支店 TEL.03-5639-8711	湘南支店 TEL.0465-55-2135
岡山支店 TEL.086-821-1511	東京北支店 TEL.03-5911-7861	本社住宅営業部 TEL.03-3341-9210
広島支店 TEL.082-256-8131	池袋支店 TEL.03-5911-6011	アーバン住宅営業部 TEL.03-3341-9245

CHECK

今年もチェックしてみませんか!

- 不足している備品の準備と期限の確認を心掛
けましょう。
※掲載の備品は参考例です。

個人での備え

災害時には停電でエレベーターや給水ポンプが
停止します。飲料水の備蓄をしておきましょう。

水関係

- 飲料水(1人1日3リットルが目安)・保存水
- 折り畳みポリ容器
- 携帯浄水器
(雨水などをきれいな水にろ過します)
- 簡易トイレ(既製のトイレに袋を取付けて使います。
排便、排尿後、薬剤を混ぜて固めるタイプ
などがあり、使用後は焼却処理できます)
- トイレ用ペーパー・消臭剤
- 清拭布(ウエットタオル)



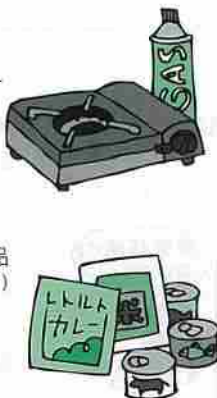
燃料関係

食品関係

マンションは安全性が高いと言われて
います。数日間とどまることを想定し
て準備しましょう。

熱源を確保しておくことで温かいものが食べられます。

- ガスボンベ・カセットコンロ
- 固形燃料・ろうそく・マッチ・ライター
- 乾電池
- 発熱剤
(水を注ぐだけで発熱しミルクや乾燥米を
温めることができます)
- 缶詰・インスタント食品・レトルト食品
(3~5年保存できる非常食タイプもあります)
- 乾燥米・飴・お菓子
(甘いものは避難所でのストレス解消
にもなったようです)



災害時に必要となる物です。各ご家庭でも必要
な物をチェックしておきましょう。

日用品 その他

- 懐中電灯(手回し・ソーラー充電機能付きのLEDライトがおススメ)
- 携帯ラジオ(手回し・ソーラー充電機能付きがおススメ)
- スマートフォン/携帯電話の予備バッテリー
- マグネットプレート
(玄関ドアなどに貼る安否確認用のマグネット式シート)
- 南京錠・チェーン
(通常の施設ができなくなるため、応急的な施設による防犯対策となります)
- 筆記用具
- ヘルメット・グローブ・軍手
- おしりふき・
ウェットティッシュ
- 雨具・防寒シート
- ガムテープ
- ラップ
(水が使用できない時に皿に巻い
て使用します)
- ポリ袋
- 口腔ケア用ウェットティッシュ
- カイロ
- タオル
- マスク
- メガネ
- 乳幼児用品
(おむつ、粉ミルクなど)
- 常備薬・救急医療品
- 現金
- 生理用品
- 水なしシャンプー



日頃からの心構え

- 避難訓練や消火訓練への参加
- 停電時の設備の状態の把握(給水
ポンプ、エレベーター、機械式駐車場、
エントランスのオートロック)
- 家具の転倒防止対策、配置の見直し、
避難導線のシミュレーション
- 窓ガラスの飛散防止対策
- 広域避難場所の確認
- 家族の安否確認の方法



防災マニュアルの作成や避難訓練実施について管理会社に相談してみましょう。

義務違反者に対する措置について

義務違反者とは「区分所有者の共同の利益に反する行為をした者」わかりやすく言えば「迷惑行為をした者」のことです。区分所有法では、迷惑行為をした区分所有者や専有部分の占有者に対して「義務違反者に対する措置」を科することができるとしています。

迷惑行為の具体例



具体的な対応策

① 広報や掲示板などを利用して警告する。
例えば→違反駐車については「駐車禁止」のポスターや違反駐車を警告する「警告書」を貼る。



② 理事会として勧告または指示若しくは警告を行う。
例えば→管理費等の滞納金が発生している区分所有者については通常の督促状や内容証明付きの督促状を送付する。



③ 解決しない場合は法的手段をとる。
区分所有法では義務違反者に対して、共同の利益に反する行為の停止等の請求(区分所有法57条)、専有部分の使用禁止請求(区分所有法58条)、専有部分の競売請求(区分所有法59条)をすることができますと定められています。

